



医療費が高額になるときは 限度額適用認定証

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

1カ月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。限度額は所得区分によって異なるため、あらかじめ認定証の交付を申請してください。

限度額適用認定証を病院に提示すると、窓口での負担は限度額までになります。

① 国民健康保険の人

■新規申請

事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。

■更新

有効期限は7月31日です。引き続き必要な人は、8月中旬に健康・保険課または西部支所に申請してください。

■必要書類

国民健康保険証、印鑑、マイナンバーの分かるもの

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、認定証が交付されない場合があります。

② 後期高齢者医療保険の人

■新規申請

住民税非課税世帯と現役並みⅡの人は、認定証を発行しますので、健康・保険課または西部支所に申請してください。

■更新

有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き当てはまる人には、保険証と一緒に新しい認定証(オレンジ色)を送ります。

■必要書類

後期高齢者医療被保険者証、印鑑、マイナンバーの分かるもの

※70歳以上の人は、低所得者Ⅱおよび現役並みⅡの人が限度額適用認定証の交付対象となります。



申請してくださいね!



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 新しい保険証を送ります

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

現在お持ちの保険証(黄色)の有効期限は7月31日です。新しい保険証(オレンジ色)を7月中旬に簡易書留で送りますので、8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。

一部負担金の割合は 所得で判定します

新しい保険証に記載してある一部負担金の割合(窓口負担)は、平成30年中の所得で判定しています。

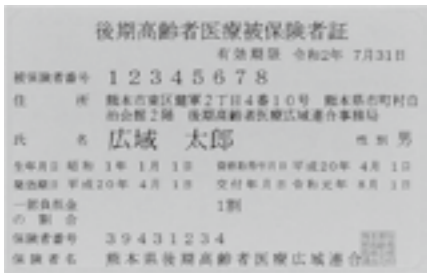
■負担割合

- ① 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯3割
- ② ①に当てはまらない世帯の被保険者1割

保険料が決まりました

令和元年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に保険料額決定通知書などを送ります。

新しい保険証は
オレンジ色です!



お得な歯科検診で美しい歯と健康予防を

この機会にぜひ受けてみませんか。

- 期限 令和2年2月末
- 場所 委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者(年1回)
- 内容 歯と歯周の検診、健診結果の説明、歯科保健指導など
- 申込方法 健康・保険課に電話で申し込んでください。後日受診券を送ります。
- 費用 400円(町負担額:3,812円)



新しい国民健康保険証を送ります

8月から新しい保険証をお使いください

7月中旬から順次、菊陽町国民健康保険の加入者へ新しい保険証を簡易書留で送ります。

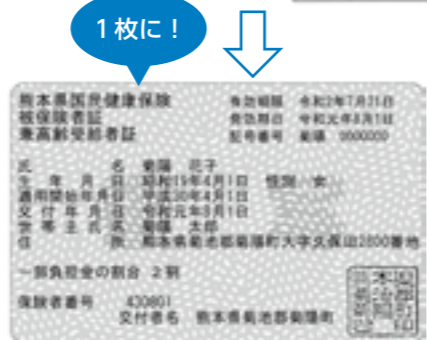
留守の場合、郵便局員が「郵便物等ご不在連絡票」をポストに入れます。記載された期間を過ぎると、役場健康・保険課での受け取りとなります。

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、納税相談の通知を送ります。

被保険者証と高齢受給者証が一体化します

令和元年8月1日から、70歳以上75歳未満の人の保険証と高齢受給者証が一体化します。今後は熊本県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を病院や薬局などにご提示ください。

・70歳になる月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から対象となります。



■問い合わせ
健康・保険課 国民健康保険係
☎(232)4912

自己負担限度額(月額)

70歳以上

負担割合	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	690万円以上 (現役並みⅢ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降の限度額140,100円)	
	380万円以上 (現役並みⅡ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降の限度額93,000円)	
	145万円以上 (現役並みⅠ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の限度額44,400円)	
1割	一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (4回目以降の限度額44,400円)
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

70歳未満

所得要件	区分	3回目まで	4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円